食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年八月二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

条約第八号

食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約

前文

締約国は、

食料及び農業のための植物遺伝資源が特別の性質及び他と異なる特徴を有すること並びに食料及び農業のための植物遺伝資源の問題が特有の解決策を必要とすることを確信し、

食料及び農業のための植物遺伝資源が消失し続けていることを危険な事態として受け止め、

全ての国が自国外に起原を有する食料及び農業のための植物遺伝資源に極めて大きく依存しているという点で、食料及び農業のための植物遺伝資源が全ての国の共通の関心事であることを認識し、

食料及び農業のための植物遺伝資源の保全、探査、収集、特徴の把握、評価及び資料の作成が、世界の食糧安全保障に関するローマ宣言及び世界食糧サミットの行動計画の目標の達成並びに現在及び将来の世代のための持続可能な農業開発のために不可欠であること、並びにこれらの任務を遂行するための開発途上国及び移行経済国の能力が早急に強化されることが必要であることを確認し、

食料及び農業のための植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用に関する世界行動計画がこれらの保全及び持続可能な利用のための国際的に合意された枠組みであることに留意し、

さらに、食料及び農業のための植物遺伝資源が、作物の遺伝的な改良（農業者による選抜、古典的な植物の育種又は現代のバイオテクノロジーのいずれによるものであるかを問わない。）に不可欠な原材料であり、並びに予見することができない環境の変化及び将来の人類のニーズに適応するために不可欠であることを確認し、

食料及び農業のための植物遺伝資源の保全、改良及び提供について世界の全ての地域の農業者、特に、起原の中心にいる農業者及び多様性の中心にいる農業者が過去、現在及び将来において行う貢献が、農業者の権利の基礎であることを確認し、

また、農場で保存されている種子その他の繁殖性の素材の保存、利用、交換及び販売について、並びに食料及び農業のための植物遺伝資源の利用に関する意思決定並びにその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分への参加についてこの条約において認められる権利が、農業者の権利の実現並びに農業者の権利の国内的及び国際的な増進のための根本的な要素であることを確認し、

この条約とこの条約に関連する他の国際協定とが持続可能な農業及び食糧安全保障のために相互に補完的であるべきであることを認識し、

この条約のいかなる規定も、他の国際協定に基づく締約国の権利及び義務に変更を加えることを意味するものと解してはならないことを確認し、

このことは、この条約と他の国際協定との間に序列を設けることを意図するものではないことを理解し、

食料及び農業のための植物遺伝資源の管理に関する問題が農業、環境及び商業の交錯する局面で生じていることを認識し、並びにこれらの分野の間に相乗作用があるべきであることを確信し、

世界における食料及び農業のための植物遺伝資源の多様性を保全するために過去及び将来の世代に対して締約国が有する責任を認識し、

各国が、自国の食料及び農業のための植物遺伝資源に対する主権的権利を行使するに際し、交渉によって選択された食料及び農業のための植物遺伝資源を取得することを容易にし、並びにその利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分するための効果的な多数国間の制度を創設することにより、相互に利益を得ることができることを認識し、

国際連合食糧農業機関憲章第十四条の規定に従い国際連合食糧農業機関の枠組みの下で国際協定を締結することを希望して、

次のとおり協定した。

第一部　序

第一条　目的

1.1　この条約は、持続可能な農業及び食糧安全保障のため、生物の多様性に関する条約と調和する方法による食料及び農業のための植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用並びにその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的とする。

1.2　1.1に定める目的は、この条約を国際連合食糧農業機関及び生物の多様性に関する条約と密接に関係付けることにより達成される。

第二条　用語

この条約の適用上、次に定める意味を有する。これらの用語の定義は、商品の貿易を対象とすることを意図するものではない。

「生息域内保全」とは、生態系及び自然の生息地を保全し、並びに存続可能な種の個体群を自然の生息環境において維持し、及び回復することをいい、栽培植物種については、存続可能な種の個体群を当該栽培植物種が特有の性質を得た環境において維持し、及び回復することをいう。

「生息域外保全」とは、食料及び農業のための植物遺伝資源を自然の生息地の外において保全することをいう。

「食料及び農業のための植物遺伝資源」とは、植物に由来する遺伝素材であって食料及び農業のための現実の又は潜在的な価値を有するものをいう。

「遺伝素材」とは、植物に由来する素材であって遺伝の機能的な単位を有するもの（生殖能力を有する素材及び栄養繁殖性の素材を含む。）をいう。

「品種」とは、既に知られている最下位の植物学上の一の分類群に属する植物の集合であって、他と異なる特徴その他遺伝的な特性の再現性によって特定されるものをいう。

「生息域外保持収集物」とは、収集され、自然の生息地の外において保持されている食料及び農業のための植物遺伝資源をいう。

「起原の中心」とは、植物種（栽培種であるか野生種であるかを問わない。）がその特有の性質を最初に得た地理的区域をいう。

「作物の多様性の中心」とは、生息域内状況において作物種に関する高い水準の遺伝的な多様性を有している地理的区域をいう。

第三条　適用範囲

この条約は、食料及び農業のための植物遺伝資源に関するものとする。

第二部　一般規定

第四条　一般的義務

締約国は、自国の法令及び手続をこの条約に定める義務に適合したものとすることを確保する。

第五条　食料及び農業のための植物遺伝資源の保全、探査、収集、特徴の把握、評価及び資料の作成

5.1　締約国は、国内法令に従い、かつ、適当な場合には他の締約国と協力しつつ、食料及び農業のための植物遺伝資源の探査、保全及び持続可能な利用のための総合的な取組を促進するものとし、適当な場合には、特に次のことを行う。

(a)　現存する個体群における変異の状態及び程度を考慮しつつ、食料及び農業のための植物遺伝資源（利用の可能性のあるものを含む。）を調査し、その目録を作成すること、並びに実行可能な場合には当該食料及び農業のための植物遺伝資源に対する脅威を評価すること。